

平成 27 年度監査計画

平成 27 年 3 月 17 日
日本証券業協会

1. 監査の基本的考え方

本協会が実施する監査は、監査対象先の自主的な取組みを尊重しつつ、投資者の保護を図ることを目的として、協会の内部管理態勢の整備状況及び法令・諸規則の遵守状況等について点検する。

また、監査対象先の業務内容、顧客層及びリスクの状況等に即応した監査手法、監査の重点事項又は監査項目を個別具体的に決定することにより、効率的かつ効果的で深度ある監査を実施する。

2. 監査の重点事項

少額投資非課税制度（NISA）が利便性の向上等により投資の器としてさらなる普及が見込まれること、内部管理態勢の充実・強化を一層推進する必要があること等から、平成 27 年度における監査の重点事項は、以下のとおりとする。

なお、監査の実施に際しては、単に個別の法令・諸規則違反等の検証にとどまらず、その背後にある内部管理態勢の状況について重点的に点検する。

【会員、特別会員共通】

(1) 内部管理態勢（リスク管理態勢を含む。）の検証

協会の内部管理態勢の整備・強化の状況について、組織的に取り組まれているか点検する。

(2) 金融商品の投資勧誘・販売態勢の検証

投資者保護の観点から、適合性の原則の遵守状況及び金融商品の勧誘に当たって商品特性・リスク特性に応じた適切な説明が行われているか、及び行うための態勢ができているかについて、特に高齢顧客及び新規に口座開設を行った顧客に関して重点的に点検する。

なお、投資信託営業については、以下の事項について点検する。

- ① 顧客の投資目的・意向を軽視した取引等を未然に防止するための管理態勢
- ② 勧誘時の説明に関する状況（特に乗換え勧誘時）
- ③ 市場動向の急激な変動等により、基準価額に重大な影響を与えた場合のアフターケアの状況

④ トータルリターンの通知の状況

また、合理的根拠適合性の事前検証の実施状況、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債及び投資信託並びにレバレッジ投資信託に係る勧誘開始基準の遵守態勢及び遵守状況について点検する。

NISA口座については、税制上のメリットを踏まえて家計の中長期的な資産形成を支援するというその制度設計・趣旨に則り、以下の事項について点検する。

- ① 顧客の投資目的・意向を重視した口座開設・取引等を推進するための管理態勢
- ② 口座開設の勧誘・申込み受付時の説明状況
- ③ 個別商品の説明に関する状況

【会員のみ】

(3) 顧客資産の分別管理の状況の検証

顧客資産が確実にかつ整然と分別管理されているか点検する。

(4) 財務の健全性に係る検証

自己資本規制比率が低下している等の会員に対しては、財務の健全性について点検する。

(5) 売買管理態勢等の整備状況の検証

インサイダー取引等の不公正取引の未然防止の観点から、売買管理態勢、内部者登録カードの整備状況及び法人関係情報の管理態勢の状況について点検する。

(6) 反社会的勢力との関係遮断の検証

反社会的勢力に関する情報の照会及び管理態勢の整備状況について点検する。

(7) システム障害への対応態勢の検証

インターネット取引を行っている会員において、システム障害への対応態勢について点検する。

3. 監査対象先の選定

監査対象先は単に監査の実施状況（監査周期）のみではなく、以下の状況等を総合的に勘案して選定することにより、効率的かつ効果的で深度ある監査を行う

こととし、必要に応じ機動的に対応することとする。

また、改正金融商品取引法の施行により金融商品取引業が拡大されることに伴い、新規業務を行う者が本協会の協会員として加入することが見込まれることから、必要に応じ機動的に対応するため、その業務の実態把握に努めることとする。

(1) 自己資本規制比率の状況【会員のみ】

自己資本規制比率が一定の水準（200%）を下回ることとなった会員又は同比率が急激に低下している会員

(2) 各種の情報

オフサイトモニタリングにより収集した営業・財産の状況又は役員・大株主の状況等の実態について確認する必要がある協会員又は投資者からの苦情や金融商品事故等の多い協会員

(3) 過去の本協会監査及び行政当局による検査等の状況

過去の監査・検査等により処分を受けた協会員又は内部管理態勢について重大な問題点を指摘された協会員

(4) 業務内容、顧客層等の状況

リスクの高い商品を主に取り扱う協会員やリテール営業の比重の大きい協会員

リテール営業を行っている協会員に対しては、顧客資産の分別管理の状況及び金融商品の投資勧誘の状況等について定期的な点検が必要なことから、原則として3年に1回程度、監査を実施する。

なお、選定に当たっては、監査対象先の規模及び支店等への監査の実施状況によって増減するが、会員 80 社及び特別会員 45 機関を目途とする。

4. 監査の実施方法

実地監査及び書類監査の実施方法は、以下のとおりとする。

(1) 実地監査

① 対象部店

監査の対象部店は、原則として本店とする。ただし、支店又は営業所等については、必要に応じ本店と併せて又は単独で監査を実施する。

② 監査期間

監査期間は、監査対象先の規模、業務内容及びリスク等を考慮して決定することとし、原則として1監査対象先につき30営業日以内とする。

③ 監査実施通知

監査の実施に当たっては、監査期間及び監査対象部店等を書面により通知する。

当該通知は、「一般監査」については、あらかじめ監査対象先の代表者に対し、原則として監査着手日の概ね 15 営業日前に行う。

また、「特別監査」、「フォローアップ監査」及び「機動的・継続的監査」（以下「特別監査等」という。）に係る当該通知については、監査着手日までに行う。

④ 監査項目

監査の実施に当たっては、監査対象先の業務内容、顧客層及びリスクの状況等に基づき、個別具体的に監査項目を決定する。

なお、平成 27 年度監査における主な監査項目は、別紙のとおりとする。

⑤ 効率的かつ効果的で深度ある監査の実施

監査対象先の業務内容・規模等を考慮し、また、監査モニター（監査に対する意見受付）の結果も踏まえ、提出依頼資料の削減・簡素化、既存資料の活用及び的確なヒアリングの実施等、より効率的かつ効果的で深度ある監査の実施に努める。

(2) 書類監査

① 監査対象先の選定

第一種金融商品取引業を主たる業務としない会員及び登録金融機関業務の実績が極めて少ない特別会員等、業務内容及び規模から見て、実地監査の必要がないと思われる協会員について選定する。

② 監査実施通知

監査の実施に当たっては、あらかじめ監査対象先の代表者に対し書面により通知する。当該通知は、書類の提出期限の概ね 10 営業日前に行う。

③ 書類の提出

監査対象先に提出を依頼する資料については、所定の提出期限を設けるとともに、提出された書類の内容が不十分であると認められる場合には、再提出を依頼する。

また、監査対象先から提出された書類に基づき監査を実施した結果、必要があると認められた場合には、改めて実地監査を行う。

5. 監査結果の通知等

監査の講評及び監査結果の通知の方法等は、以下のとおりとする。

(1) 監査の講評

監査結果の通知に先立ち、監査対象先の代表者等に対し、監査で把握した法令・諸規則違反及び内部管理態勢上の不備について、問題点の所在を講評

する。ただし、緊急を要すると判断した場合等には、講評しないことがある。

(2) 監査結果の通知

監査結果については、監査対象先の代表者に対し、書面により通知する。
ただし、特別監査等については、監査結果の内容により書面による通知を行わないことがある。

(3) 監査結果の概要等の周知徹底

協会の法令・諸規則に違反する行為の未然防止及び適切な内部管理態勢の構築に係る自主的な取組みの促進に資するため、監査結果の指摘事例のうち主なものについては四半期毎に、監査結果の概要については半期毎にそれぞれ取りまとめ、協会宛てに通知し周知徹底を図る。

6. 監査モニター制度（監査に対する意見受付制度）

透明性及び信頼性の高い適切な監査の実施に資するため、以下のとおり、監査の実施状況に関して協会からオンサイト又はオフサイトにより意見を受け付ける。

ただし、金融商品取引所との合同検査においては、本協会の監査に係るもののみを対象とする。

(1) オンサイト監査モニター制度

監査を実施した協会のうち、監査本部が任意に選定した監査対象先に対して、監査担当責任者（監査本部長又は監査1部長をいう。以下同じ。）が指定した者が原則として臨店監査期間中に訪問し、直接、代表者又は内部管理統括責任者等から意見を受け付ける。

① 意見の受付範囲

監査方法、監査期間及び監査手法等について受け付ける。

（注）法令・諸規則の解釈及び事実関係の認定等、監査指摘の内容に係るものは除く。

② 意見受付後の対応

監査担当責任者は、必要に応じ監査チームの主任監査員に対し所要の指示を行う。

(2) オフサイト監査モニター制度

監査を実施した協会を対象として、内部監査部が書面（電子データを含む。）により意見を受け付ける。

① 意見の受付範囲

上記「(1) オンサイト監査モニター制度」と同じ。

② 意見の提出先・提出方法

本協会会長宛てとし、郵送又は協会W A Nシステムを通じて受け付ける。

③ 受付期間

監査着手日から監査終了日（監査結果通知書の交付日）の1か月後までの間とする。

④ 意見受付後の対応

内部監査部は、必要に応じ監査担当責任者に所要の指示を行う。

7. 行政当局及び他の自主規制機関との連携

監査の効率性及び実効性を高める観点から、以下のとおり、引き続き関係機関と緊密に連携を図る。

(1) 証券取引等監視委員会との間において、同委員会が行う検査と本協会が行う監査についての情報共有及び同委員会が主催する研修への参加等により監査業務の質的向上を図る。

(2) 金融庁、証券取引等監視委員会及び他の自主規制機関の実務担当者との間において、監査業務に関する有用な情報の交換を行う。

特に、財務状況が悪化している等の情報のある会員に関しては、情報交換を密接に行う。

(3) 他の自主規制機関と実施している合同検査について、必要に応じ現行の監査のスキームにおける問題点等を検証し改善を図る。

以 上

「平成 27 年度監査計画」に基づく監査項目

平成 27 年度監査における主な監査項目は、以下のとおりである。

なお、監査の実施に当たっては、監査対象先の業務内容、顧客層及びリスクの状況等を勘案した上で、個別具体的に監査項目を決定する。

1. 内部管理、リスク管理等

- (1) 内部管理態勢（リスク管理態勢を含む。）の整備、強化の状況
- (2) 苦情等のトラブル処理態勢
- (3) 顧客資産の分別管理の実施状況
- (4) 自己資本規制比率の算出状況
- (5) 有価証券の引受け審査態勢の状況
- (6) 個人情報保護に関する指針等の遵守状況
- (7) 取引時確認及び疑わしい取引の届出の状況
- (8) 新規顧客の反社会的勢力に関する情報の照会及び反社会的勢力との関係遮断に関する管理態勢の整備、強化の状況
- (9) 金融商品事故等に関する改善措置及び事故確認手続き等の実施状況
- (10) 外務員登録・外務員資格に関する管理状況
- (11) 公社債等の取引公正性の確保状況
- (12) 「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の遵守状況
- (13) 委託業務に関する管理状況
- (14) 倫理コードの保有及び遵守状況
- (15) 役職員の有価証券の売買等に関する管理態勢の状況
- (16) 証券化商品の販売等に関する管理態勢の状況
- (17) C F D 取引に関する管理態勢の状況

2. 内部監査

- (1) 監査態勢の整備、強化の状況
- (2) 内部監査の実施状況

3. 売買管理、注文管理等

- (1) 会員及び顧客による不公正取引防止のための売買管理態勢の整備状況（インターネット利用顧客の注文に係る売買管理の実効性の確保に必要な情報の保存状況を含む。）
- (2) 法人関係情報に係る管理態勢の整備、強化の状況
- (3) 取引所外売買に関する法令・諸規則の遵守状況
- (4) 私設取引システム（P T S）による売買取引の管理状況

- (5) 誤発注の未然防止に関する注文管理態勢の整備状況
- (6) 最良執行方針等の実施状況

4. システム管理、事業継続計画（BCP）対応等

- (1) システムリスク管理態勢の状況
- (2) 「インターネット取引において留意すべき事項について（ガイドライン）」の遵守状況
- (3) 緊急時事業継続態勢の整備状況

5. 投資勧誘、顧客管理等

- (1) 適合性の原則に関する状況（特に高齢顧客及び新規顧客）
- (2) 合理的根拠適合性の事前検証に関する状況
- (3) 勧誘資料等の記載内容の適切性
- (4) 少額投資非課税制度（NISA）を利用する取引の口座開設・勧誘状況
- (5) 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託の勧誘に関する状況
- (6) 時価の算出、提供の状況
- (7) 契約締結前交付書面等の交付及び同書面に関する説明状況（金融ADR制度の事項を含む。）
- (8) 虚偽告知、誤解告知、断定的判断の提供及び虚偽・誤解表示に関する法令の遵守状況
- (9) 広告審査態勢の整備状況
- (10) 投資信託の勧誘・販売態勢の整備状況
- (11) 異なる金融商品間の乗換え勧誘時の説明に関する状況
- (12) 信用の供与の条件として取引を勧誘する行為等及び優越的地位の濫用に関する未然防止の状況（自動的な信用供与に関する未然防止の状況等を含む。）
- (13) 非公開融資等情報の管理状況
- (14) 有価証券と預金等との誤認の未然防止状況
- (15) インサイダー取引の未然防止状況（内部者登録カードの整備状況を含む。）
- (16) 募集株券等の顧客への配分及び配分先情報提供の状況
- (17) 「信用取引に係る委託保証金代用有価証券の掛目の変更等の取扱いに関する規則」の遵守状況
- (18) その他禁止行為等に関する法令・諸規則の遵守状況

6. 金融商品仲介業等

- (1) 金融商品仲介業における有価証券の売買等に関する法令・諸規則の遵守状況

況

(2) 金融商品仲介業者の管理態勢の整備状況

以 上

定款の一部改正について(案)

平成 27 年 3 月 18 日
日 本 証 券 業 協 会

1. 改正の趣旨

我が国の金融・資本市場について総合的な魅力を高めるため、インターネットを通じて多数の者から少額ずつ資金を集める仕組みであるクラウドファンディングの利用促進に向けた改正金融商品取引法の施行が平成 27 年 5 月までに予定されている。また、店頭デリバティブ取引について、国際的な規制議論を踏まえ、市場の公平性・透明性の向上といった観点から一定の店頭デリバティブ取引に係る電子取引基盤の使用義務化に向けた改正金融商品取引法の施行が同年 9 月に予定されている。

今般、これら改正により新たに第一種金融商品取引業として規定される株式型クラウドファンディング及び電子取引基盤の運営に係る業務について、新たに本協会の自主規制の対象とするとともに、これらに係る業務に加えて従来の特定店頭デリバティブ取引等に係る業務のみを行う第一種金融商品取引業者を、本協会の「特定業務会員」（従来の「店頭デリバティブ取引会員」を改める。）とするための規定の整備を図るため、定款の一部を改正することとする。

2. 改正の骨子

- ① 「店頭デリバティブ取引会員」を「特定業務会員」に改め、金融商品取引業者のうち、第一種金融商品取引業において「特定店頭デリバティブ取引等に係る業務」又は「第一種少額電子募集取扱業務」のみを行う者を「特定業務会員」とする。 （第 5 条）
- ② 「店頭デリバティブ取引会員」及び「店頭デリバティブ取引会員権」に関する規定を、「特定業務会員」及び「特定業務会員権」に置き換える。
（第 13 条、第 14 条、第 26 条、第 30 条、第 47 条、第 56 条）
- ③ その他、所要の整備を行う。

3. 施行の時期

この改正は、本協会が別に定める日から施行する。

※ 定款の一部改正については、今後、臨時総会への付議、金融庁への認可申請を行う予定。

以 上

金融商品取引業の拡大等に伴う自主規制規則の一部改正等について（案）

平成 27 年 2 月 27 日

日本証券業協会

I. 改正等の趣旨

本協会では、金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」での幅広いフェーズの企業における資金調達を巡る問題等についての議論等を受け、「非上場株式の取引制度等に関するワーキング・グループ」を設置し、非上場株式の取引の実情、そのニーズ及び政策目的を踏まえ、非上場株式の取引制度について検討を行ってきた。

今般、同ワーキング・グループにおける検討結果に基づき、会員が非上場株式に係る投資勧誘等について遵守すべき必要な事項を定めるため、「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」及び「株主コミュニティに関する規則」（※1）を制定するとともに、「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」等の一部改正（※2）を行うこととする。

また、平成 26 年金融商品取引法等の改正及び本協会の協会の区分に「特定業務会員」を設けること等に伴い、関係諸規則の整備を行うこととする。

※1 「株主コミュニティ」とは、金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告（平成 25 年 12 月 25 日）及び本協会「非上場株式の取引制度等に関するワーキング・グループ」報告書（平成 26 年 6 月 17 日）における「投資グループ」のこと。

※2 フェニックス銘柄制度については、別途検討する。

II. 改正等の骨子

1. 「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」の制定

(1) 目的等

- ① この規則は、会員等が店頭有価証券について行う株式投資型クラウドファンディング業務に関し必要な事項を定め、適正な業務の運営及び投資者の保護を図ることにより、株式投資型クラウドファンディングについて内在するリスクを含め適切に理解されたうえでこれが活用され、新規・成長企業に対するリスクマネーの円滑な供給に資することを目的とすることとする。（第 1 条）
- ② この規則の対象となる「株式投資型クラウドファンディング業務」及び当該業務を行う「会員等」等を定義することとする。（第 2 条）
- ③ 会員は、自らが運営会員となっている株主コミュニティ銘柄の募集、私募又は売出しの取扱いを行っている間は、当該株主コミュニティ銘柄について、株式投資型クラウドファンディング業務を行ってはならないものとする。（第 3 条）

(2) 株式投資型クラウドファンディング業務の内容

- ① 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務を行うに当たっては、あらかじめ発行者及びその行う事業の実在性、財務状況、事業計画の妥当性、反社会的勢力への該当性、会員等と発行者との利害関係の状況、調達する資金の使途、目標募集額が発行者の事業計画に照らし適当なものであること、その他の本協会が定める事項について厳正に審査を行うとともに、当該審査の結果、適当と認められない場合には、これを行ってはならないこととする。(第4条第1項及び第2項)
- ② 会員等は、当該株式投資型クラウドファンディング業務に係る店頭有価証券の募集又は私募が法令に基づく少額要件を満たすものでなければ、株式投資型クラウドファンディング業務を行ってはならないこととする(第4条第3項)。
- ③ 会員等は、上記①の審査の内容、審査の結果の判断に至る理由、審査の過程において把握した問題点等についての記録を作成・保存しなければならないこととする(第4条第4項)。
- ④ 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務に関し、発行者が反社会的勢力でない旨を確約すること等について、発行者との間で書面による契約を締結しなければならないこととする。(第5条)
- ⑤ 会員等は、発行者が反社会的勢力に該当すると認められた場合又は反社会的勢力と関係があることが判明した場合は、株式投資型クラウドファンディング業務を行ってはならないこととする。(第6条第1項)
- ⑥ 会員等は、法令及び本協会の規則に違反する等の事由により業務管理体制の改善等を求められている場合には、その間においては、株式投資型クラウドファンディング業務を行ってはならないこととする。(第7条)
- ⑦ 会員等は、上記①の判断を変更しなければならない又は変更しなくななくなる可能性が生じた場合には、その状況を内閣府令に規定する方法により開示する等、当該株式投資型クラウドファンディング業務を慎重に取り扱うものとする。(第8条)
- ⑧ 会員等は、金商法に基づきウェブサイトにおける情報提供措置を講ずるに当たっては、内閣府令に定めるところのほか、株式投資型クラウドファンディング業務として行う旨、募集事項、株式投資型クラウドファンディング業務を通じて取得する店頭有価証券特有のリスク、その他の本協会が規則で定める事項についても、当該措置と同様の措置を講じなければならないこととする。(第9条)
- ⑨ 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務を行う場合には、顧客に対し、金商法の規定により交付する契約締結前交付書面に、少なくとも、株式投資型クラウドファンディング業務を通じて取得する店頭有価証券に特有のリスク、その他の本協会が規則で定める事項を含めて記載するものとする。(第10条)
- ⑩ 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務による店頭有価証券の取得を初めて行う顧客から、リスク及び手数料等の内容を理解し、当該顧客の判断及び責任において当該取得を行う旨の確認を得るため、あらかじめ所定の書面を顧客に交付し、確認書を徴求しなければならないこととする。(第11条)

- ⑪ 会員等は、電話又は訪問の方法等、内閣府令に規定する方法以外の方法により、株式投資型クラウドファンディング業務に係る投資勧誘を行ってはならないこととする。
(第 12 条)
- ⑫ 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務により店頭有価証券を取得させようとする顧客からの払込額が、法令に基づく少額要件を満たすものであることを確認しなければならないこととする。(第 13 条)
- ⑬ 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務により店頭有価証券を取得させようとする顧客から金銭の預託を受ける場合にあっては、金商法に基づき、当該金銭について適切に分別管理を行わなければならないこととする。(第 14 条)
- ⑭ 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務を行うに当たっては、投資需要の動向等を十分に勘案したうえで、店頭有価証券の配分が、公正を旨とし、合理的な理由なく特定の投資者に偏ることのないよう努めなければならないこととする。(第 15 条)
- ⑮ 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務に係る顧客の応募代金の払込後において、発行者が当該顧客に対して事業の状況について定期的に適切な情報を提供することに関し、当該発行者との間で契約を締結するとともに、当該契約に基づき発行者により情報の提供が行われていることを確認しなければならないこととする。(第 16 条)

(3) 業務管理体制の整備等

- ① 株式投資型クラウドファンディング業務を行おうとする会員等は、当該業務を遂行するために必要な事項を社内規則において規定するとともに、社内規則に定めた事項を適切に遂行するための体制を整備しなければならないこととする。(第 17 条第 1 項)
- ② 会員等は、社内規則の内容に基づき取扱要領を作成し、本協会に提出するとともに、取扱要領をウェブサイトで投資者が閲覧することができる状態に置かなければならないこととする。(第 17 条第 2 項及び第 3 項)
- ③ 株式投資型クラウドファンディング業務を行おうとする会員等は、当該業務に関する投資者からの照会に対し適切に回答するために必要な体制を整備するものとする。
(第 18 条)
- ④ 特定業務会員は、反社会的勢力との関係遮断のための基本方針を策定及び公表するほか、顧客からの反社会的勢力でない旨の確約を受ける等、反社会的勢力の排除に係る体制を整備しなければならないこととする。(第 19 条から第 25 条まで)

(4) 本協会への報告等

- ① 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務の状況について、翌月 10 日までに、本協会に報告しなければならないこととし、本協会は、その内容を公表することとする。(第 26 条)
- ② 本協会は、会員等に対し、取扱要領の内容又は株式投資型クラウドファンディング

業務の状況に関して必要があると認める場合は、照会、事情聴取又は資料の徴求を行うことができることとし、会員等は、当該照会、事情聴取又は資料の徴求に応じなければならないこととする。(第 27 条)

2. 「株主コミュニティに関する規則」の制定

(1) 目的等

- ① この規則は、流通性が制限される株主コミュニティ銘柄の取引に関し必要な事項を定め、業務運営の適切性を確保することにより、株主コミュニティの制度について内在するリスクを含め適切に理解されたいうでこれが活用され、もって、株主コミュニティ銘柄の取引を公正かつ円滑ならしめるとともに、投資者の保護に資することを目的とする。(第 1 条)
- ② この規則の対象となる「株主コミュニティ」及びそれを運営する「運営会員」並びに「株主コミュニティ銘柄」等について定義することとする。(第 2 条)
- ③ 会員は、株式投資型クラウドファンディング業務において店頭有価証券を取り扱っている間は、株主コミュニティにおいて当該店頭有価証券の募集等の取扱いを行ってはならないこととする。(第 3 条)

(2) 株主コミュニティの組成

- ① 運営会員になろうとする会員は、株主コミュニティを銘柄毎に組成しなければならないこととする。(第 4 条)
- ② 当該会員は、株主コミュニティを組成しようとする店頭有価証券につき、あらかじめ発行者及びその行う事業の実在性、財務状況、法令遵守状況を含めた社会性、反社会的勢力への該当性、会員と発行者との利害関係の状況、その他の本協会が定める事項について厳正に審査を行うとともに、当該審査の結果、適当と認められない場合は、その株主コミュニティを組成してはならないこととする。(第 5 条第 1 項)
- ③ 当該会員は、上記②の審査の内容、審査の結果の判断に至る理由、審査の過程において把握した問題点等についての記録を作成・保存しなければならないこととする(第 5 条第 2 項)。
- ④ 当該会員は、株主コミュニティを組成しようとする場合は、発行者が反社会的勢力でない旨を確約すること等について、発行者との間で書面による契約を締結しなければならないこととする。(第 6 条)
- ⑤ 当該会員は、発行者が反社会的勢力に該当すると認められた場合又は反社会的勢力と関係があることが判明した場合は、株主コミュニティを組成してはならず、既に組成している場合には、直ちにこれを解散しなければならないこととする。(第 7 条)

(3) 株主コミュニティへの参加・脱退

- ① 運営会員は、投資者から株主コミュニティへの参加の申出を受けた場合を除き、株主コミュニティへの参加の手続株主コミュニティを行ってはならないこととする。(第

8条第1項)

- ② 運営会員は、株主コミュニティへの参加に関する勧誘を行ってはならないこととする。(第8条第2項)
- ③ 運営会員は、株主コミュニティへの参加の申出を行った者に対し、発行者に関する基本的な情報及び運営会員から情報の提供を受ける方法等に関する情報を提供しなければならないこととする。(第9条第3項)
- ④ 運営会員は、株主コミュニティに初めて参加する投資者から、リスク及び手数料等の内容を理解し、投資者の判断と責任において取引を行う旨の確認を得るため、あらかじめ所定の書面を投資者に交付し、十分に説明を行うとともに、確認書を徴求しなければならないこととする。(第10条)
- ⑤ 運営会員は、参加者の株主コミュニティの脱退の申出、その他の取扱要領に定めた事由により、脱退の手続を行うこととする。(第11条)

(4) 株主コミュニティ銘柄に関する情報の取得・提供

- ① 運営会員は、株主コミュニティ銘柄に係る銘柄名、発行者のウェブページのURL、株主に対する特典、並びに募集等の取扱いが行われている場合は、その旨及び申込み期間について、公表しなければならないこととする。(第12条第1項)
- ② 運営会員は、上記①以外の株主コミュニティ銘柄に関する情報を株主コミュニティの参加者以外の者に対して提供してはならないこととする。ただし、株主コミュニティへの参加の申出を行った投資者に対し情報を提供する場合は、この限りでないものとする。(第12条第2項)
- ③ 運営会員は、所定の時期までに、次の発行者に係る情報を取得しなければならないこととする。(第13条)

イ 発行者が有価証券届出書又は有価証券報告書等を提出している場合には、当該書類
ロ 上記イ以外の場合には、会社法に基づく計算書類及び事業報告(公開会社でない株式会社にあつては、公開会社が作成すべきものに準拠したものを含む。)、有価証券報告書における「事業等のリスク」及び「提出会社の株式事務の概要」に準拠したもの、募集等の取扱いを行う場合にあっては、有価証券届出書における「証券情報」に準拠したもの

ハ その他運営会員が必要と認める情報

- ④ 運営会員は、上記③の情報を取得した場合は、参加者に対し当該情報を提供し、又は当該参加者が当該情報を閲覧することができる状態に置かなければならないこととする。(第14条)

(5) 投資勧誘

- ① 運営会員は、株主コミュニティ銘柄の店頭取引を行う参加者に対し、金商法の規定により交付する契約締結前交付書面に、少なくとも、株主コミュニティ銘柄に特有のリスク、その他の本協会が規則で定める事項を含めて記載の上、金商法に定めるところに

より交付し、これらについて十分に説明しなければならないこととする。(第 15 条第 1 項)

② 運営会員は、参加者に対して投資勧誘を行うに当たり、株主コミュニティ銘柄について提供される情報の内容について説明を求めることができる旨を伝えなければならないこととする。(第 15 条第 2 項)

③ 運営会員は、自社の株主コミュニティの参加者以外の者に対して、当該株主コミュニティ銘柄の投資勧誘を行ってはならないこととする。(第 16 条)

(6) 店頭取引

① 株主コミュニティ銘柄の店頭取引は、株主コミュニティの参加者間又は参加者と運営会員との間で行わなければならないこととする。(第 17 条)

② 運営会員は、株主コミュニティ銘柄の店頭取引を行うに当たっては、当該店頭取引が金商法その他関係法令及びこの規則の規定に反しないものであることを確認しなければならないこととする。(第 18 条)

③ 上記のほか、株主コミュニティ銘柄に係る自己売買、共同計算の取引の禁止及び不正な手段を用いた店頭取引の禁止等、店頭有価証券の不公正取引の防止に係る規律と同様の規律を設けることとする。(第 19 条から第 24 条まで)

(7) 業務管理体制の整備等

① 運営会員になろうとする会員は、発行者についての審査、株主コミュニティへの投資者の参加・脱退に係る事項、発行者に関する情報の取得・提供、その他の本協会が規則で定める事項を社内規則において規定するとともに、社内規則に定めた事項を適切に遂行するための体制を整備しなければならないこととする。(第 25 条第 1 項)

② 上記①の会員は、社内規則の内容及び取扱い要領を作成し、本協会に提出するとともに、取扱い要領を公表しなければならないこととする。(第 25 条第 2 項及び第 3 項)

③ 初めて運営会員となろうとする会員は、株主コミュニティ組成日の 15 営業日前までに、本協会に届け出るとともに、所定の書類を本協会に提出しなければならないこととする。(第 26 条第 1 項及び第 2 項)

④ 本協会は、提出された書類に不備がないと認める場合は、届出を行った会員を運営会員として指定し、これを公表することとする。ただし、当該会員が法令又は本協会の規則に違反する等の事由により必要であると認める場合は、これを指定しないことができることとする。(第 26 条第 3 項及び第 4 項)

⑤ 運営会員としての指定の取消しを希望する運営会員は、当該指定取消希望日の 5 営業日前までに、本協会に届け出るとともに、所定の書類を本協会に提出しなければならないこととする。(第 27 条第 1 項)

⑥ 本協会は、法令又は本協会の規則に違反する等の事由により必要であると認める場合は、上記⑤の届出によらずに、運営会員としての指定を取り消す又は期間を定めて指定を停止することができることとする。(第 27 条第 2 項)

- ⑦ 本協会は、届出を受けた場合は当該届出を行った運営会員が希望する日に、上記⑥の場合は本協会が必要と認める日に、運営会員としての指定を取り消す又は指定を停止することとし、これを公表することとする。(第 27 条第 3 項及び第 4 項)
- ⑧ 運営会員は、その指定を取り消された場合には、直ちに自らが運営している全ての株主コミュニティを解散しなければならないこととする。(第 28 条)

(8) 本協会への報告等

- ① 運営会員は、株主コミュニティ銘柄の店頭取引並びに募集、私募及び売出しの取扱いの状況について、毎週月曜日までに、本協会に報告しなければならないこととし、本協会は、その内容を公表することとする。(第 29 条)
- ② 本協会は、運営会員に対し、取扱要領の内容、株主コミュニティ銘柄又は当該運営会員の運営状況に関して必要があると認める場合は、照会、事情聴取又は資料の徴求を行うことができることとし、運営会員は、当該照会、事情聴取又は資料の徴求に応じなければならないこととする。(第 30 条)

(9) 経過措置

- ① 会員は、グリーンシート銘柄又はフェニックス銘柄として指定されている店頭有価証券の株主コミュニティを組成してはならないこととする。(制定付則第 2 項)
- ② 平成 17 年 3 月のグリーンシート銘柄制度における旧リージョナル区分の廃止に際して設けた限定的な投資勧誘に係る経過措置の適用を受けている会員が、その適用を受けている旧リージョナル区分の銘柄について株主コミュニティを組成しようとする場合には、当該銘柄の発行者が反社会的勢力に該当せず、かつ、反社会的勢力と関係がないことを当該会員が確認しているときに限り、(2)④は適用しないこととする。(制定付則第 3 項)

3. 「店頭有価証券に関する規則」の一部改正

- ① 店頭有価証券の投資勧誘禁止の例外として、「株主コミュニティに関する規則」及び「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」の規定によるものを加えることとする。(第 3 条)
- ② 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券について、店頭有価証券の範囲から除くこととする。(第 2 条第 1 号)
- ③ 平成 17 年 3 月のグリーンシート銘柄制度における旧リージョナル区分の廃止に際して設けた限定的な投資勧誘に係る経過措置を廃止することとする。(改正前の制定付則第 3 項及び第 4 項)
- ④ その他所要の改正を行う。

4. 「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」の一部改正

- ① グリーンシート銘柄の新規指定に係る届出の受付及び当該新規指定を行わないこと

とし、関係規定の改正を行うこととする。（第6条及び第7条並びに第9条から第11条まで）

- ② 平成30年3月31日をもってグリーンシート銘柄の制度が廃止となること及びその影響について、取扱会員は、発行会社及び投資者その他の関係者に対する十分な周知を行う等、混乱を生じさせないための実効的な対応を行わなければならないこととする。

（改正付則第2項）

- ③ グリーンシート銘柄に係る会社内容説明書等の公衆の縦覧は、平成30年3月31日をもって、終了することとする。（改正付則第3項）

- ④ 上記①の関係規定の改正に伴う技術的な改正を行う。

5. 協会員区分における「特定業務会員」の設置、株式投資型クラウドファンディング業務及び株主コミュニティ制度の創設等に伴う関係諸規則の改正

- ① 株式投資型クラウドファンディング業務及び株主コミュニティ制度に取引開始基準を設けることとする。（「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正）
- ② 地場受け・地場出し規制について、株式投資型クラウドファンディング業務及び電子取引基盤運營業務に係るものを規制の対象外とすることとする。（「協会員の従業員に関する規則」の一部改正）
- ③ 会員のみに適用のある規定について、適用範囲を新たに特定業務会員に拡大することとする。（「会員における顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」、「会員の緊急時事業継続体制の整備等に関する規則」及び「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」の一部改正）
- ④ 現行の「店頭デリバティブ取引会員」に適用のある規定について、「特定業務会員」に適用させるための技術的改正を行うこととする。（「協会員の内部管理責任者等に関する規則」、「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」、「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」、「外務員等資格試験に関する規則」、「協会員の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則」、「個人情報保護に関する指針」、「協会員における個人情報の適正な取扱いの確保に関する規則」、「個人情報の取扱いに関する苦情処理業務規則」、「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」、「協会員における倫理コードの保有及び遵守に関する規則」、「協会員間の紛争の調停に関する規則」、「監査規則」等の一部改正）

6. その他

- ① 平成26年金融商品取引法の改正に伴う所要の規定の整備を行う。
- ② その他、用語の明確化等の所要の規定の整備を行う。
- （「金融商品仲介業者に関する規則」、「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」、「不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則」、「仲介目的のブロックトレードの取扱いに関する規則」、「有価証券の引受け等に関する規則」、「バイナリーオプション取引に関する規則」等）

Ⅲ. 施行の時期

この改正等は、平成 27 年 5 月 日（※）から施行する。ただし、平成 24 年金融商品取引法改正に伴う電子取引基盤運營業務の創設に係る改正については、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

※ 「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 44 号）附則第 1 条本文に規定する日と同日とする予定。

パブリック・コメントの募集スケジュール等

（１） 募集期間及び提出方法

① 募集期間：平成 27 年 2 月 27 日（金）から平成 27 年 3 月 27 日（金）17:00 まで（必着）

② 提出方法：郵送又は電子メールにより下記までお寄せください。

郵送の場合：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町一丁目 5 番 8 号

日本証券業協会総務部 宛

電子メールの場合：public@wan.jsda.or.jp

（２） 意見の記入要領

件名を「金融商品取引業の拡大等に伴う自主規制規則の一部改正等に関する意見」とし、次の事項のご記入のうえ、ご意見をご提出ください。

① 氏名又は名称

② 連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）

③ 法人名又は所属団体名（法人又は団体に所属されている場合）

④ 意見の該当箇所

⑤ 意見

⑥ 理由

（注） 平成 27 年 2 月 13 日に金融庁から公表された平成 26 年金融商品取引法等改正（1 年以内施行）等に係る政令・内閣府令案等の内容が、同政令・内閣府令の公布等に際して変更される場合には、当該変更にあわせて、規則改正等案の内容を修正することがあります。

○ 本件に関するお問い合わせ先

・Ⅱ. 1. ～ 4. 関係：エクイティ市場部（市場監理担当）（Tel：03-3667-8481）

・Ⅱ. 5. 関係：自主規制企画部（Tel：03-3667-8470）

資格管理部（Tel：03-3667-8461）

規律審査部（Tel：03-3667-8475）

・Ⅱ. 6. 関係：エクイティ市場部（企画担当）（Tel：03-3667-8647）

自主規制企画部（Tel：03-3667-8470）

公社債・金融商品部（Tel：03-3667-8516）

以 上

金融商品取引業の拡大等に伴う自主規制 規則の一部改正等について

平成27年2月27日

日本証券業協会

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

1. 今回の改正等の概要

1. 今回の改正等の概要



改正の経緯

- ◆金融商品取引法の改正により、「株式投資型クラウドファンディング業務」及び「電子取引基盤運営業務」が第一種金融商品取引業の対象となる。
⇒これらの業務につき、本協会の自主規制の対象とする。
- ◆グリーンシート銘柄制度に代えて、株主コミュニティ制度(※)を創設する。
※「株主コミュニティ」とは、金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告(平成25年12月25日)及び本協会「非上場株式の取引制度等に関するワーキング・グループ」報告書(平成26年6月17日)における「投資グループ」のこと。

改正の骨子

- (1)定款の改正
 - ◇ 協会員区分に「特定業務会員」を新設
…… 現行の特定店頭デリバティブ取引に加え、株式投資型クラウドファンディング業務、電子取引基盤運営業務を専業に行う金商業者を既存の会員及び特別会員と区分して特定業務会員とし、自主規制のみに参画させる。
- (2)自主規制規則の改正等
 - ◇ 株式投資型クラウドファンディング業務、電子取引基盤運営業務、株主コミュニティ制度の創設等に伴う所要の改正等を行う。

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

2

1. 今回の改正等の概要



改正スケジュール

- (前提)
 - ・株式投資型クラウドファンディング業務に係る法令の施行日は平成27年5月(平成27年5月29日が施行期限)
 - ・電子取引基盤運営業務に係る法令の施行日は平成27年9月1日

日程	定款	自主規制規則
平成27年1月20日	自主規制会議等(改正内容報告)	—
1月21日	理事会(パブコメ募集)	—
1月21日	パブコメ募集(2月20日まで)	—
2月27日	—	各分科会(パブコメ募集)
3月	総務委員会、自主規制会議、理事会等 (11日) (17日) (18日)	パブコメ募集(3月27日まで)
4月上旬	臨時総会、定款改正認可申請	—
4月～5月 (政府令公布後)	—	各分科会(規則改正)
	—	自主規制会議(規則改正)
5月29日まで	施行(法令施行日に合わせる)	施行(法令施行日に合わせる)※

※電子取引基盤運営業務に係る規則改正は、平成27年9月1日施行とする。

2. 非上場株式の取引制度に関する規則見直しの総論

2. 非上場株式の取引制度に関する規則見直しの総論

1. これまでの経緯

- 平成25年6月閣議決定「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」及び「規制改革実施計画」
- 平成25年12月金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書
- 平成26年5月30日「金融商品取引法等の一部を改正する法律」公布
 - ✓ 施行は公布の日から起算して1年以内
- 平成26年6月本協会「非上場株式の取引制度等に関するワーキング・グループ」報告書
- 平成26年11月本協会「総合取引所制度等への取組みに関する特別委員会」報告書

- 会員等が行う「株式投資型クラウドファンディング」に係る自主規制規則の制定
- グリーンシート銘柄制度に代わる非上場株式の取引制度「株主コミュニティ制度」を導入するための自主規制規則の制定
 - ◆ グリーンシート銘柄制度は、平成30年3月31日限りで廃止
 - ◆ フェニックス銘柄制度については、別途検討する。

2. 投資勧誘可否の関係

店頭有価証券(非上場株式)



- 店頭有価証券(非上場株式)の投資勧誘は、原則禁止(従来どおり)
- ただし、「株式投資型クラウドファンディング」(少額のもののみ)及び「株主コミュニティ」における投資勧誘は、例外的に可能

3. 「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」案の概要

3.「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」 案の概要



1. 定義

(1) 規則の対象となる業務

「株式投資型クラウドファンディング業務」

(2) 規則の対象となる「会員等」

「会員」+株式投資型クラウドファンディング專業の「特定業務会員」

2. 株主コミュニティで募集等を取り扱っている間の併用禁止

- 自らが運営会員となっている株主コミュニティ銘柄の募集等を取り扱っている間の、当該銘柄に係る株式投資型クラウドファンディング業務の禁止

3.「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」 案の概要



3. 発行者についての審査

(1) 次に掲げる事項についての厳正な審査

- ① 発行者及びその行う事業の実在性
- ② 発行者の財務状況
- ③ 発行者の事業計画の妥当性
- ④ 発行者の法令遵守状況を含めた社会性
- ⑤ 反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的勢力を排除する仕組みとその運用状況
- ⑥ 当該会員等と発行者との利害関係の状況
- ⑦ 当該店頭有価証券に投資するに当たってのリスク
- ⑧ 調達する資金の使途
- ⑨ 目標募集額が発行者の事業計画に照らして適当なものであること。
- ⑩ その株式投資型クラウドファンディング業務に係る募集・私募が少額要件を満たすものであること。

(2) (1)の審査の内容、審査結果の判断に至る理由、審査の過程において把握した問題点等についての記録の作成・保存

3.「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」 案の概要



4. 反社会的勢力排除

- (1) 発行者が反社会的勢力でない旨の確約等について、発行者との間での書面による契約の締結
- (2) 発行者が反社会的勢力に該当するか反社会的勢力と関係があることが判明した場合の、その株式投資型クラウドファンディング業務の禁止

5. 法令違反等時における株式投資型クラウドファンディング業務

- 法令及び本協会の規則に違反する等の事由により業務管理体制の改善等が求められている間の株式投資型クラウドファンディングの禁止

6. 審査の判断の変更又はその可能性が生じた場合の取扱い

- 3.での判断を変更しなければならないかその可能性が生じた場合、その状況を開示する等、その株式投資型クラウドファンディング業務を慎重に取り扱う。

3.「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」 案の概要



7. ウェブサイトにおける情報提供

- 次に掲げる内容を、その会員等のウェブサイトにおいて、閲覧することができる状態に置くこと。

① 内閣府令に定めるもの

【金商業等府令146条の2】

- ・手数料、報酬等顧客が支払うべき対価の概要等
- ・元本損失リスクの原因となる指標
- ・金商業者の信用リスクの原因等
- ・発行者の商号、住所、代表者の氏名、事業内容、事業計画、資金使途
- ＜以下は、電子申込型電子募集取扱業務等である場合＞
- ・申込期間、目標募集額、目標募集額未達時・超過時の取扱いの方針、応募額の管理方法
- ・発行者についての審査及びその結果の概要
- ・投資者が取得の申込みの撤回・契約の解除を行うために必要な事項
- ・取得に関し、売買の機会に関する事項その他の顧客の注意を喚起すべき事項

② 株式投資型クラウドファンディング業務として行う旨

③ 募集事項

④ 株式投資型クラウドファンディング業務を通じて取得する店頭有価証券に特有のリスク(開示、流動性等)

⑤ その他

3.「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」 案の概要



8. 契約締結前交付書面

【法令で定められている、契約締結前交付書面の記載事項】

〔法37条の3第1項〕

- ・金商業者等の商号・名称・氏名、住所
- ・金商業者等である旨、(行政)登録番号
- ・金商取引契約の概要
- ・手数料、報酬等顧客が支払うべき対価
- ・元本損失リスク
- ・元本超過損失リスク

〔金商業等府令82条〕

- ・前書面の内容を十分に読むべき旨
- ・委託保証金等保証金等の額又は計算方法
- ・元本損失リスクの原因となる指標
- ・元本超過損失リスクの原因
- ・金商業者の信用リスクの原因等
- ・当該金商取引契約に関する租税の概要
- ・金商取引契約終了の事由
- ・クーリング・オフの適用の有無
- ・金商業者の概要
- ・その金商業者が行う金商業の内容・方法の概要
- ・顧客が金商業者に連絡する方法
- ・加入協会・基金の名称
- ・加入ADR機関の名称等

〔金商業等府令83条1項〕

- ・譲渡制限がある場合、その旨及びその制限の内容
- ・発行者の商号、住所、代表者の氏名、事業内容、事業計画、資金使途

＜以下は、電子申込型電子募集取扱業務等である場合＞

- ・申込期間、目標募集額、目標募集額未達時・超過時の取扱いの方針、応募額の管理方法
- ・発行者についての審査及びその結果の概要
- ・投資者が取得の申込みの撤回・契約の解除を行うために必要な事項
- ・取得に関し、売買の機会に関する事項その他の顧客の注意を喚起すべき事項

- 上のほか、株式投資型クラウドファンディング業務を通じて取得する店頭有価証券に特有のリスク(開示、流動性等)等を記載

3.「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」 案の概要



9. 確認書

- 株式投資型クラウドファンディング業務による店頭有価証券の取得を初めて行う顧客から、リスク、手数料等の内容を理解し、その顧客の判断及び責任においてその取得を行う旨の確認を得るため、確認書を徴求

10. 株式投資型クラウドファンディング業務の要件

- (1) 電話及び訪問の方法等、法令で定める方法(ウェブサイト、電子メール)以外の方法による、株式投資型クラウドファンディング業務に係る投資勧誘の禁止
- (2) 顧客からの払込額が少額要件を満たすことの確認
- (3) 顧客から金銭の預託を受ける場合、金商法に基づき、当該金銭について適切に分別管理を実施
- (4) 株式投資型クラウドファンディング業務においては、投資需要の動向等を十分に勘案したうえで、店頭有価証券の配分が、公正を旨とし、合理的な理由なく特定の投資者に偏ることのないよう努めなければならない。
- (5) 株式投資型クラウドファンディング業務に係る顧客の応募代金の払込後において、発行者が顧客に対して事業の状況について定期的に適切な情報を提供することに関する当該発行者との間での契約の締結、及び、当該契約に基づく発行者による情報の提供が行われていることの確認

3.「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」 案の概要



11. 規則の対象となる会員等における体制整備

【法令で求められる、株式投資型クラウドファンディング業務特有の業務管理体制】

〔金商業等府令70条の2第2項〕

- ・標識に表示されるべき事項のウェブサイト上への掲載
- ＜以下は、電子申込型電子募集取扱業務等である場合＞
- ・株式投資型クラウドファンディング業務の対象とすることの適否の判断に資する事項の適切な審査、及び、目標募集額が事業計画に照らして適当なものであることの確認を行うための措置
- ・目標募集額未達時・超過時の取扱方法を定め、その取扱方法について顧客に誤解を生じさせないための措置
- ・目標募集額到達時のみ有価証券が発行される場合、到達時までには発行者が応募額の払込みを受けることがないことを確保するための措置
- ・取得の申込みをした日から起算して8日を経過する日までの間、顧客が契約の解除を行うことができることを確認するための措置
- ・払込み後に発行者が顧客に対して事業の状況について定期的に適切な情報を提供することを確保するための措置
- ・払込額が少額要件を満たさなくなることを防止するための必要かつ適切な措置

- (1) 株式投資型クラウドファンディング業務を遂行するための社内規則の策定と、それを適切に遂行するための体制整備
- (2) 社内規則の内容に基づく取扱要領の策定、本協会への提出、当該会員等のウェブサイトへの掲載
- (3) 顧客からの照会に適切に回答するために必要な体制の整備
- (4) 特定業務会員における、反社会的勢力との関係遮断のための基本方針の策定・公表、反社会的勢力の排除に係る必要な体制の整備

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved. 14

3.「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」 案の概要



12. 株式投資型クラウドファンディング業務の実績の報告・公表

- (1) 会員等は、月間の株式投資型クラウドファンディング業務の実績を、本協会に報告
- (2) 本協会は、報告された内容を取りまとめて、公表

13. 本協会による照会、事情聴取、資料の徴求

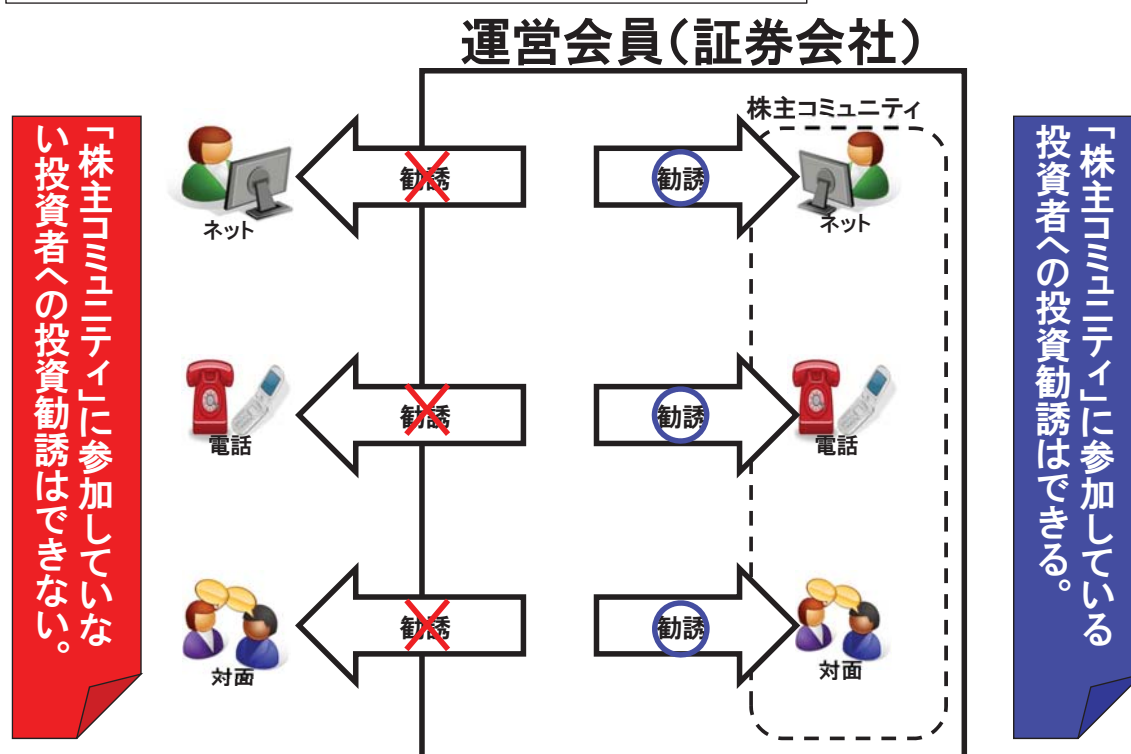
- (1) 本協会は、会員等に対し、取扱要領の内容又は株式投資型クラウドファンディング業務の状況に関して必要があると認める場合は、照会、事情聴取又は資料の徴求を行うことができる。
- (2) 会員等は、(1)の照会、事情聴取又は資料の徴求に応じなければならない。

4. 「株主コミュニティに関する規則」案の概要

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved. 16

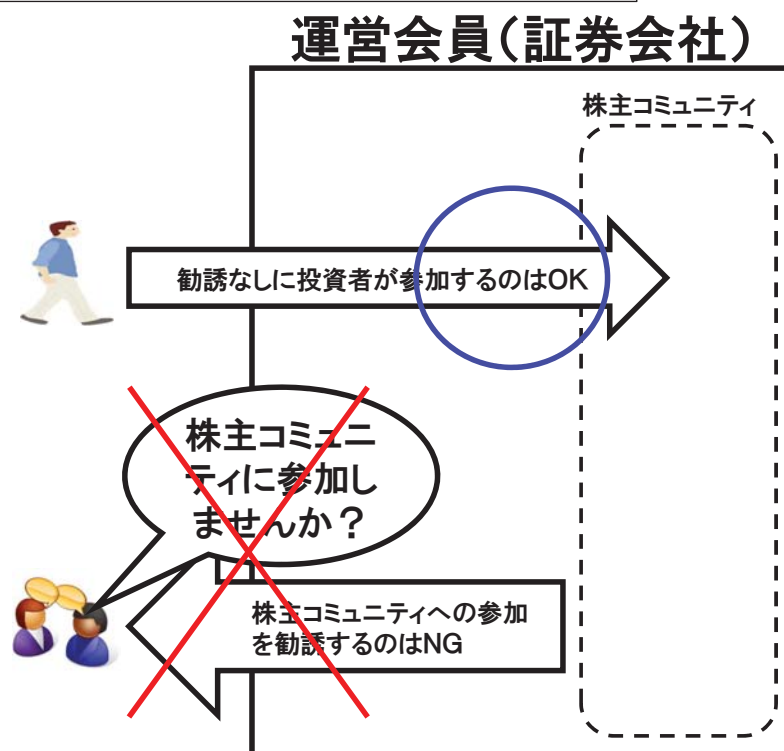
4. 「株主コミュニティに関する規則」案の概要

「株主コミュニティ」の基本的な仕組み①



© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved. 17

「株主コミュニティ」の基本的な仕組み②



© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved. 18

4. 「株主コミュニティに関する規則」案の概要

1. 定義

(1) 「株主コミュニティ」

一の店頭有価証券に対する投資意向を有する投資者を帰属させるための集合体

※ 株式コミュニティの参加者以外の者に対して、株式コミュニティ銘柄の投資勧誘を行ってはならない。

(2) 「運営会員」

株主コミュニティの運営を行うものとして本協会が指定した会員

(3) 「株主コミュニティ銘柄」

一の運営会員が株主コミュニティを運営し、投資勧誘を行う店頭有価証券

2. 他の制度との併用禁止

(1) 自らが株式投資型クラウドファンディング業務を行っている間は、株主コミュニティにおいてその銘柄の募集等の取扱いを行ってはならない。

(2) グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄の株主コミュニティを組成してはならない。

4.「株主コミュニティに関する規則」案の概要



3. 発行者についての審査

(1) 次に掲げる事項についての厳正な審査

- ① 発行者及びその行う事業の実在性
- ② 発行者の財務状況
- ③ 発行者の法令遵守状況を含めた社会性
- ④ 反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的勢力を排除する仕組みとその運用状況
- ⑤ 当該会員と発行者との利害関係の状況
- ⑥ 当該店頭有価証券に投資するに当たってのリスク

(2) 募集・私募の取扱いに際しての審査

- ① 上の(1)の事項
- ② 発行者の事業計画の妥当性
- ③ 調達する資金の使途の妥当性
- ④ 当該運営会員が当該銘柄について過去に取り扱った募集・私募において調達した資金の使途状況

(3) (1)及び(2)の審査の内容、審査結果の判断に至る理由、審査の過程において把握した問題点等についての記録の作成・保存

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved. 20

4.「株主コミュニティに関する規則」案の概要



4. 反社会的勢力排除

- (1) 発行者が反社会的勢力でない旨の確約等について、発行者との間での書面による契約の締結
- (2) 発行者が反社会的勢力に該当するか反社会的勢力と関係があることが判明した場合、その銘柄の株主コミュニティの組成禁止(既に組成しているときは、直ちに解散)

5. 株主コミュニティへの参加・脱退手続及び参加に関する勧誘の禁止

- (1) 運営会員が投資者に係る株主コミュニティへの参加の手続を行えるのは、当該投資者からの当該株主コミュニティへの参加の申出を受けた場合のみ
- (2) 運営会員による株主コミュニティへの参加に関する勧誘の禁止
- (3) 株主コミュニティへの参加の申出を行った者に対する、運営会員による情報の提供
 - ① 事業年度、定時株主総会の時期及び定時株主総会の議決権の基準日等、株主コミュニティ銘柄の発行者に関する基本的な情報
 - ② 株主コミュニティ銘柄の発行者に関する情報の提供を受ける方法又は当該情報を閲覧する方法に関する情報
- (4) 株主コミュニティに初めて参加する投資者から、リスク、手数料等の内容を理解し、その顧客の判断及び責任において取引を行う旨の確認を得るため、確認書を徴求
- (5) 運営会員は、株主コミュニティに参加する投資者からの脱退の申出その他のあらかじめ取扱要領に定めた事由により、当該投資者の脱退の手続を行う。

4.「株主コミュニティに関する規則」案の概要



6. 株主コミュニティ銘柄に関する情報の公表

- (1) 運営会員は、次に掲げる株主コミュニティ銘柄に関する情報を公表(株主コミュニティに参加していない投資者の目にも触れるように)
- ① 銘柄名
 - ② 発行者のウェブページのURL(ウェブサイトを持たない発行者にあっては、代表電話番号)
 - ③ 株主に対する特典(株主優待)
 - ④ 募集、私募又は売出しの取扱いを行っている場合は、その旨及び申込期間
- (2) 運営会員は、株主コミュニティ銘柄に関する(1)以外の情報を、株主コミュニティに参加していない者に対して提供してはならない。

4.「株主コミュニティに関する規則」案の概要



7. 株主コミュニティ銘柄に関する情報の取得・提供

- (1) 運営会員は、次に掲げる発行者に係る情報を取得
- ① 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書、臨時報告書
 - ② ①を作成していない発行者にあっては、次に掲げる情報
 - ・ 会社法に基づく計算書類及び事業報告(譲渡制限会社にあつては、公開会社が作成すべきものに準拠したものとともに取得)
 - ・ 有価証券報告書の「事業等のリスク」及び「提出会社の株式事務の概要」に準拠したもの
 - ・ 募集・私募・売出しの取扱いを行う場合にあっては、有価証券届出書の「証券情報」に準拠したもの
 - ③ その他運営会員が必要と認める情報
- (2) 運営会員は、(1)の情報を取得した場合は、株主コミュニティに参加している投資者に対し当該情報を提供し、又は当該投資者が当該情報を閲覧することができる状態に置かなければならない。
- (3) 運営会員は、株主コミュニティ銘柄の投資勧誘を行うに当たり、投資者に対し、(2)に基づき提供される情報の内容について説明を求めることができる旨を伝える。

4. 「株主コミュニティに関する規則」案の概要



8. 契約締結前交付書面

【法令で定められている、契約締結前交付書面の記載事項】

〔法37条の3第1項〕

- | | |
|--------------------|---------------------|
| ・金商業者等の商号・名称・氏名、住所 | ・金商業者等である旨、(行政)登録番号 |
| ・金商取引契約の概要 | ・手数料、報酬等顧客が支払うべき対価 |
| ・元本損失リスク | ・元本超過損失リスク |

〔金商業等府令82条〕

- | | |
|------------------|------------------------|
| ・前書面の内容を十分に読むべき旨 | ・委託保証金等保証金等の額又は計算方法 |
| ・元本損失リスクの原因となる指標 | ・元本超過損失リスクの原因 |
| ・金商業者の信用リスクの原因等 | ・当該金商取引契約に関する租税の概要 |
| ・金商取引契約終了の事由 | ・クーリング・オフの適用の有無 |
| ・金商業者の概要 | ・その金商業者が行う金商業の内容・方法の概要 |
| ・顧客が金商業者に連絡する方法 | ・加入協会・基金の名称 |
| ・加入ADR機関の名称等 | |

〔金商業等府令83条1項〕

- ・譲渡制限がある場合、その旨及びその制限の内容

- 上のほか、株主コミュニティにおいて取引を行う店頭有価証券に特有のリスク(開示、流動性等)等を記載

9. 株主コミュニティに参加していない投資者に対する、株主コミュニティ銘柄の投資勧誘の禁止

4. 「株主コミュニティに関する規則」案の概要



10. 店頭取引

- (1) 株主コミュニティ銘柄の店頭取引は、株主コミュニティの参加者間又は参加者と運営会員との間で行う。
- (2) 運営会員は、株主コミュニティ銘柄の店頭取引を行うに当たっては、当該店頭取引が金商法その他関係法令及び規則の規定に反しないものであることを確認
- (3) 株主コミュニティ銘柄に係る自己売買を行う場合の公正な価格形成及び経営の健全性を損なうことのないよう留意、共同計算の取引の禁止、不正な手段を用いた店頭取引の禁止、過当の取引の禁止、買いあおり・売崩しの禁止、成行注文の受託の禁止、信用取引の禁止、未発行の株主コミュニティ銘柄の店頭取引の禁止に関する規定

4.「株主コミュニティに関する規則」案の概要



11. 社内規則

- 運営会員になろうとする会員は、次の事項を社内規則で規定するとともに、その事項を適切に遂行するための体制を整備
 - ① 発行者についての審査
 - ② 株主コミュニティの参加・脱退に係る投資者の要件及び手続
 - ③ 株主コミュニティの解散に係る要件及び手続
 - ④ 株主コミュニティ銘柄に関する情報の公表(株主コミュニティに参加していない者も見られる)
 - ⑤ 発行者に関する情報の取得及び株主コミュニティに参加する投資者への提供
 - ⑥ 株主コミュニティに参加していない投資者からの問合せへの対応
 - ⑦ 受渡し
 - ⑧ 不正取引行為についての確認
 - ⑨ その他必要と認める事項

12. 取扱要領

- (1) 11. の社内規則の内容に基づき、取扱要領を作成
- (2) 取扱要領を本協会に提出するとともに、公表(取扱要領を変更した場合も同様)

4.「株主コミュニティに関する規則」案の概要



13. 運営会員としての指定

- (1) 初めて運営会員となろうとする会員は、株主コミュニティを組成しようとする日の15営業日前までに、本協会に届出
- (2) 本協会は、届出に際して提出された書類に不備がないと認める場合、(1)の会員を運営会員として指定し、これについて公表
 - ※ 当該会員が法令又は本協会の規則に違反する等の事由により必要であると認める場合は、指定しないことができる。

14. 運営会員としての指定の取消し

- (1) 運営会員としての指定の取消しを希望する運営会員は、指定の取消しを希望する日の5営業日前までに、本協会に届出
- (2) 本協会は、法令又は本協会の規則に違反する等の事由により必要であると認める場合は、(1)の届出によらずに、運営会員としての指定を取り消す又は期間を定めて指定を停止することができる。
- (3) 本協会は、(1)の場合は、運営会員が希望する日に、運営会員としての指定を取消し、これについて公表
- (4) 本協会は、(2)の場合は、本協会が必要と認める日に、運営会員としての指定を取り消す又は指定を停止し、これについて公表
- (5) 会員は、運営会員としての指定を取り消された後においても、引き続き、運営会員であった時に起因する義務及び責任を負わなければならない。

15. 株主コミュニティ銘柄の店頭取引等の状況についての報告・公表

- (1) 運営会員は、一週間の株主コミュニティ銘柄の店頭取引及び募集・私募・売出しの取扱いの状況について、翌週月曜日までに、本協会に報告
- (2) 本協会は、報告された内容を取りまとめて、公表

16. 本協会による照会、事情聴取、資料の徴求

- (1) 本協会は、運営会員に対し、取扱要領の内容、株主コミュニティ銘柄又は当該運営会員の運営状況に関して必要があると認める場合は、照会、事情聴取又は資料の徴求を行うことができる。
- (2) 運営会員は、(1)の照会、事情聴取又は資料の徴求に応じなければならない。

5. その他の自主規制規則 改正案の概要

5. その他の自主規制規則改正案の概要



1. 「店頭有価証券に関する規則」の改正

- ① 店頭有価証券の投資勧誘禁止の例外として、「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」及び「株主コミュニティに関する規則」の規定によるものを加える。
- ② 平成17年3月のグリーンシート銘柄制度におけるリージョナル区分の廃止に際して設けた限定的な投資勧誘に係る経過措置を廃止
- ③ その他所要の改正を行う。

5. その他の自主規制規則改正案の概要



2. 「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」の改正

- ① グリーンシート銘柄の新規指定に係る規定の廃止
- ② 平成30年3月31日をもってグリーンシート銘柄制度が廃止となること及びその影響について、取扱会員は、発行会社及び投資者その他の関係者に対する十分な周知を行う等、混乱を生じさせないための実効的な対応を行わなければならない。
- ③ グリーンシート銘柄に係る会社内容説明書等の公衆の縦覧は、平成30年3月31日をもって終了
- ④ その他所要の改正を行う。

5. その他の自主規制規則改正案の概要



- 3. 「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」
 - 株式投資型クラウドファンディング業務及び株主コミュニティ銘柄に取引開始基準を設ける。
- 4. 「協会員の従業員に関する規則」
 - 地場受け・地場出し規制について、株式投資型クラウドファンディング業務及び電子取引基盤運営業務に係るものを規制の対象外とする。
- 5. 会員のみに適用のある規定について、適用範囲を新たに特定業務会員に拡大するもの
 - (1) 「会員における顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」
 - (2) 「会員の緊急時事業継続体制の整備等に関する規則」
 - (3) 「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」

5. その他の自主規制規則改正案の概要



- 6. 現行の「店頭デリバティブ取引会員」に適用のある規定について、「特定業務会員」に適用させるための技術的改正を行うもの
 - (1) 「協会員の内部管理責任者等に関する規則」
 - (2) 「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」
 - (3) 「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」
 - (4) 「外務員等資格試験に関する規則」
 - (5) 「協会員の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則」
 - (6) 「個人情報の保護に関する指針」
 - (7) 「協会員における個人情報の適正な取扱いの確保に関する規則」
 - (8) 「個人情報の取扱いに関する苦情処理業務規則」
 - (9) 「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」
 - (10) 「協会員における倫理コードの保有及び遵守に関する規則」
 - (11) 「協会員間の紛争の調停に関する規則」
 - (12) 「監査規則」

7. その他、関係法令等の改正に伴う条ずれや用語の明確化等の所要の整備を行うもの

- (1) 「金融商品仲介業者に関する規則」
- (2) 「バイナリーオプション取引に関する規則」
- (3) 「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」
- (4) 「不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則」
- (5) 「仲介目的のブロックトレードの取扱いに関する規則」
- (6) 「有価証券の引受け等に関する規則」

グリーンシート銘柄の新規指定に関する考え方について

平成 27 年 3 月 17 日

日 本 証 券 業 協 会

ご高承のとおり、平成 26 年 6 月 17 日に取りまとめられた「非上場株式の取引制度等に関するワーキング・グループ」報告書（以下、「報告書」という。）の内容等を踏まえた自主規制規則案を本年 2 月 27 日に公表したところである。

当該規則案において、現行のグリーンシート銘柄制度は、経過措置期間を経て、平成 30 年 3 月 31 日をもって廃止することとされており、経過措置期間においては、グリーンシート銘柄及びその取扱会員等としての新規指定を行わないとともに、グリーンシート銘柄の取扱会員等は、制度の廃止及び制度廃止に伴う影響について、発行者及び投資者をはじめとする制度の参加者に混乱を生じさせないための実効的な対応が求められているところである。

このように、経過措置期間は、円滑に制度廃止に向かうための対応を行うための期間であり、このことは既に報告書が取りまとめられ、規則案が公表された現時点においても同様であり、グリーンシート銘柄及びその取扱会員等としての新規指定を行うことは、現時点においても適切ではない。従って、グリーンシート銘柄及びその取扱会員等としての新規指定に係る届出については、受理しないこととすべきである。

この点について、誤解に起因して制度運用上の混乱が生じることを避けるため、ここで確認することとする。

以 上